

中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関するQ&A

【再編計画全般】

| 質問   | 回答  |
|--|---|
| <p>再編計画では、中期・後期としていたが、なぜ、再編計画（第2次）としたのか。また、今後、第3次以降の計画もあるということか。</p>                         | <p>適正な規模の学校を目指すとともに、小中学校の通学区域の整合性をできる限り図ることで、学校教教育の充実に向け、計画の見直しを行い、中期・後期などの計画期間の区別をつけないことから第2次としたものです。なお、学校再編については、今後の児童・生徒数や学級数の動向などを見極めていく必要がありますが、現時点では第3次計画を予定して、第2次計画としたわけではありません。</p> |
| <p>素案を出すにあたり、どのような資料を使い、どのように再編対象校を決めたのか。</p>  | <p>資料はいろいろなものを使用している。具体的な資料としては、児童生徒数・学級数の推計はもちろん、区民活動センターの地域割、通学距離一覧、学校の土地・建物状況や文部科学省が設置した検討会の報告書などがあります。</p> <p>再編対象校の選定は機械的に行ったものではなく、全体的な議論を一つ一つ積み上げ、選定したものです。</p>                      |
| <p>学校再編計画は、当初計画では平成31年度までであったが、今回はなぜ計画期間が平成35年度までに延びたのか。</p>                                 | <p>計画改定にあたり、学校の小規模化の解消に加え、小中学校の連携を推進するための通学区域の整合性をできる限り図ることや統合に伴う校舎の老朽化に対応するための改修・改築も含めた検討を行った結果、当初計画の平成31年度までにすべてを完了することは難しく、平成35年度までの計画期間となりました。</p>                                      |
| <p>計画が出たことにより、一層の小規模化が懸念されるが、そうなった場合、教育上の問題が生じる。そのことについて、どのように考えているか。</p>                    | <p>教育委員会としては、統合するまでの間、地元の学校に通学してほしいと考えており、児童生徒数が少なくなっても、再編が行われるまで充実した教育が受けられるよう学力向上アシスタントや少人数指導対応の教員の活用などを検討していきます。</p>   |
| <p>円滑な再編のための取り組みとして、統合の対象校となった学校へは、どのような支援をしていくのか。</p> <p>また、教員加配や人員配置などの人的措置は、区として行うのか。</p> | <p>小規模化が進まないようなその学校の特色を生かした教育や取り組みへの支援を行っていきます。</p> <p>また、統合新校が円滑にスタートできるよう、統合に向けた学校間の交流活動への支援や人的支援なども行っていきます。</p>  |

【学校規模等】

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| <p>適正な規模の根拠はあるのか。また、なぜ区立小中学校の再編が必要なのか。小規模校ではいけないのか。</p> | <p>学校の適正規模については、決定的な理論は存在しませんが、国の中央教育審議会における作業部会では、学校教育法施行規則で定めている標準規模の12学級以上18学級以下を妥当な規模としています。</p> <p>小規模校の教育が必ずしも悪いというわけではないが、集団での活動や友だちとのかかわりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をとおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができるようにするためには、一定の集団規模が必要であり、子どもたちによりよい教育環境を提供するためには、学校再編が必要と考えています。</p> |
| <p>35人学級を想定して学級数を推計した理由は？</p>                           | <p>国や東京都の少人数学級の推進に向けた動向もあることから、35人学級を想定して推計し、それでも望ましい規模の学級数が確保できないことが見込まれる学校を統合対象としたものです。</p>   |

【通学区域・通学路】

| 質問   | 回答  |
|--|---|
| <p>すべての小中学校の通学区域の整合性を図ることはできなかったのか。</p>                                    | <p>すべての小中学校の通学区域の整合性を図ることも検討しましたが、学校規模や通学区域・通学距離などの関係からできませんでした。</p> <p>今回の計画の終了時点では、すべての小中学校の通学区域の整合性を図る方策を検討していきます。</p> |
| <p>小中学校の通学区域の整合性を図ると幹線道路や西武新宿線の横断を新たにしなければならぬ地域ができることについて、どのように考えているか。</p> | <p>小中学校の通学区域の整合性、幹線道路や西武新宿線の横断、通学距離、地域コミュニティのすべてを図ることは難しく、さまざま検討した結果、この素案になりました。なお、通学の安全対策については、十分配慮していきます。</p>           |
| <p>学校再編により通学距離が長くなることや新たに幹線道路や西武新宿線を横断することへの、安全対策をどのように考えているのか。</p>        | <p>学校再編により通学区域が広くなり、確かに通学距離は長くなりますが、それぞれの学校の実情を踏まえ、現在小学校に配置している安全誘導員を拡充するなど、通学の安全について十分配慮していきます。</p>                      |

【小中学校の連携】

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| <p>小中学校の連携について、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか。</p>     | <p>例えば、①学力向上の視点として、「地域の児童・生徒の状況をふまえ、小学校、中学校の教員が同一の重点で行う学習指導」や「読書活動を共通内容とした9年間の取組」。②体力向上の視点として、「フラッグフットボールの小中一貫的な指導」。③心の教育の視点として、「学習規律など、生活指導の連携強化」や「上級生へのあこがれや達成感を育てる小中合同行事の実施」、を行うなど、学校間連携の充実を図っていきます。</p> <p>その他、地域の視点として、④「学校支援ボランティア」、「中学校区ごとに設置している地区懇談会」、「次世代育成委員の活動」によるネットワークづくりと健全育成事業の推進に取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| <p>小中一貫教育校の設置することを前提に、小中学校の通学区域の整合性を図るのか。</p> | <p>すべての学校において、小中学校の9年間を見通した学校間の連携を推進するため、小中学校の通学区域の整合性を可能な限り図ることとしました。</p> <p>今後、小中学校の連携・交流事業の充実や学校支援ボランティア制度の推進などへの取り組みを進めますが、小中一貫教育校の設置については、校地面積や教員の免許制度などの課題もあり、現時点では設置は難しいと考えています。</p>   |

【学校と地域との連携】

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| <p>学校と地域との連携について、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか。</p> | <p>学校や地域の特性を生かし、中学校区ごとに設置されている次世代育成委員をコーディネーターとした地域の人材活用を推進するとともに、地域のネットワークづくりや健全育成事業の推進を図っていきます。</p> <p>また、地域における体験学習や交流事業等の実施を推進していきます。</p> |

【校舎改修・改築】

| 質問  | 回答   |
|---|--|
| <p>統合新校を改築する場合、建築基準法などの関係で現在の規模の校舎の建設は難しいのではないか。</p>  | <p>限られた校地で必要な教室等が確保できるように最大限努力していきます。また、学校用地として活用できる隣接地等があれば、取得についても考えていきます。</p>                               |
| <p>統合対象になっていないが、校舎の主要部分が 50 年を経過している第二中、第七中、北中野中や平成 26 年度に 50 年を経過する桃園第二小や中野本郷小の改修・改築はどうするのか。</p> | <p>当該校については、来年度、校舎の調査・診断を行い、仮校舎の確保や財源などを調整したうえで、大規模改修や改築ができるよう、全体的な学校施設等整備の考え方を定めていきます。</p>                    |
| <p>校舎の改築や大規模改修には、多額の経費が必要になると思うが、財源の確保については、どのように考えているか。</p>                                      | <p>24 年度から区は義務教育施設整備基金に、毎年度 10 億円の積み立てをしていくこととしています。教育委員会としては、子どもたちの良好な教育環境の整備に向け、財源の確保について、区長部局と協議していきます。</p> |

【指定校変更】

| 質問  | 回答   |
|---|--|
| <p>来年度、再編対象校に入学することになるが、指定校変更はできるのか。</p>                  | <p>統合の時期が決まっていないので、来年度は学校再編を理由とした指定校変更はできません。</p> <p>なお、現行の基準に照らして特別な事情があると教育委員会が判断した場合は、指定校変更を認めます。</p> |
| <p>平成 25 年度に統合の時期が決定すれば、平成 26 年度から学校再編に伴う指定校変更ができるのか。</p> | <p>学校再編に伴う指定校変更の適用時期は、統合の時期により異なりますので、具体的な適用時期は平成 25 年度に定めます。</p>  |
| <p>再編対象校の在校生は、転校できるのか。</p>                                | <p>学校再編を理由にして転校することはできません。</p> <p>なお、3 校を 2 校に統合する場合、在校生には統合時にどちらの統合新校に通学するかを選択してもらいます。</p>              |